

委員会提出議案第1号

伊達市議会委員会条例の一部を改正する条例
令和4年12月15日提出

議会運営委員長 洞 口 雅 章

伊達市議会委員会条例の一部を改正する条例
伊達市議会委員会条例（昭和50年条例第29号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項第1号及び第2号中「9人」を「8人」に改め、同項第3号中「18人」を「16人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日以後最初に行われる本市議会議員の一般選挙により選出される議員の任期の開始の日から施行する。